

第 5 期介護保険料負担段階別保険料率の見直しについて

1. 事務局からの提案

既にご存知のとおり第 5 期の介護保険料については保険料月額基準額が全国平均で 5, 000 円を大幅に超える見通しとなっており、町田市においても現在のところ 5, 400 円ほどになると見込んでいます。現在の負担段階別保険料率で被保険者数を計算したところ（補正後被保険者数）、実被保険者数に比べて 6%ほど不足の状態となっています。低所得者層に配慮して減じた分を、所得者層で補いきれていないため、この結果基準額を大幅に上げてカバーすることとなってしまいます。介護保険事業を被保険者全体で公平に負担する考え方や他市の料率の状況も考慮して、現行の保険料率を見直すべきと考えました。また、パブリックコメントでも保険料率の見直しについてご意見をいただいております。

つきましては、負担能力に応じた保険料賦課という観点から、第 5 期の負担段階別保険料率について見直しを行っていきたいと考えます。

2. 保険料賦課の考え方

介護保険料については所得により負担段階を設けておりますが、市民税世帯非課税層への考慮から軽減したマイナス部分と本人課税層のプラス部分の均衡が図られるようにすることとされております。被保険者数に対する所得段階別加入割合補正後の被保険者数が同数（比率 1）に近ければ近いほど良いとされております（現行の保険料率で第 5 期の特例第 3 段階を入れた比率は 0. 94）。比率が 1 になるように低所得の方の減額分を所得者層でカバーできるようにすることが必要と考えます。

例をあげて考えて見ます。

所得の少ない A 段階の人が 2 人、中程度の B 段階（基準段階）の人が 6 人、所得の多い C 段階の人が 2 人いて、10 万円を合計 10 人で負担する場合を想定します。

① 下表のとおり料率の場合、所得の少ない人の 1 人分を C 段階の人 2 人で 0. 4 人分しかカバーできていないので 0. 6 人分が不足しています。

段階	料率	実際の人数	所得段階別加入割合補正後の人数	一人当負担額
A 段階	0. 5	2 人	1 人	5, 319 円
B 段階	1. 0	6 人	6 人	10, 638 円
C 段階	1. 2	2 人	2. 4 人	12, 765 円
		計 10 人	計 9. 4 人	

この場合、実際の人数に対する所得段階別加入割合補正後の人数の比率は $9. 4 / 10 = 0. 94$ となります。10 万円を 9. 4 人で負担することになりますので 1 人あたりの基準段階の額は 10, 638 円となります。

- ② 所得の少ない A 段階の人は中程度の人の半分（0.5）、所得の多い C 段階の人は中程度の人に対し①の1.2倍を1.5倍の料率で負担するとしたら次の表のようになります。

段階	料率	実際の人数	所得段階別加入割合補正後の人数	一人当負担額
A 段階	0.5	2人	1人	5,000円
B 段階	1.0	6人	6人	10,000円
C 段階	1.5	2人	3人	15,000円
		計10人	計10人	

この場合、実際の人数に対する所得段階別加入割合補正後の人数の比率は $10 / 10 = 1.0$ となり基準段階の負担額は1万円となります。①の基準段階の負担額10,638円より低額となり、実際の人数で除した一人当たりの負担額と同額となりますので基準段階の人にとって公平な負担額となります。

3. 負担段階別保険料率見直しの提案理由

2の考え方を前提に介護保険料についてみてみますと、実際の被保険者数と所得段階別加入割合補正後の被保険者数は、できるだけ同数になることが望まれます。第5期においては、所得の少ない人の負担を軽減するため特例第3段階を設けることにしました。そのため現行の保険料率のままでは、現在（第4期）の比率0.97よりさらに下がって0.94になってしまいます。第5期（H24年度～H26年度）の被保険者数は296,032人と推計しています。

負担段階別保険料率の見直しをし、変更することによって、被保険者数に対する所得段階別加入割合補正後の被保険者数が296,032人に近い数字になるように（比率が1になるように）することが望まれます。

4. 第4期との変更点

①基準所得金額の変更（国からの通知による）

国の通知により基準所得金額が変更となりました。

200万円→190万円

これにより、第6段階は合計所得125万円以上190万円未満となります。

また、第7段階は合計所得190万円以上300万円未満となります。

②特例第3段階の創設（国の政令改正により保険者判断により創設）

国の基準同様、市として、低所得者への配慮が必要と考え創設します。

③負担段階別保険料率の見直し（保険者判断）

別紙1「介護保険料率案と他市との比較表」をご参照ください。

5. 保険料月額基準額の減額見込み

負担段階別保険料率を変更することで、保険料月額基準額は約330円減額することになります。

たとえば保険料月額基準額が5,400円とすると、負担段階別保険料率を見直すことで5,070円ほどとなります。別紙2「保険料率変更案参考試算」をご参照ください。

6. 負担段階別保険料率変更の概要

別紙1「介護保険料率案と他市との比較表」をご参照ください。

- ①第1段階から特例第3段階までは変更していません。
- ②第3段階 0.70→0.75 国の標準の料率に合わせました。
- ③特例第4段階 0.70→0.80 他市の状況を勘案して見直しました。
- ④第5段階 1.05→1.10 他市の状況を勘案して見直しました。
- ⑤第6段階 1.15→1.25 他市の状況を勘案して見直しました。
- ⑥第7段階 1.25→1.40 他市の状況を勘案して見直しました。
- ⑦第8段階 1.50→1.60 他市の状況を勘案して見直しました。
- ⑧第9段階 変更していません。 元々他市に比べて高い料率であったためです。

7. 今後の見通し（給付費及び保険料の変動を伴う不確定な要素）

- ①報酬改定
- ②高額所得者の利用料負担割合の見直し 1割→2割
- ③調整交付金の動向